

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第4章 保育の計画及び評価</p>	<p>第1章（総則）に示されたように、保育所は、保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任を果たすため、以下のとおり、保育の計画及びそれに基づく実践を行い、保育内容の評価及び改善を常に行うことが求められる。</p>	<p>○保育の計画・評価・改善の重要性について</p>
<p>1. 保育の計画</p>	<p>（1）保育の計画の作成 ○各保育所においては、法令及びこの指針の示すところに従い、第1章（総則）に示された保育の目標が達成されるように、保育の計画を作成しなければならない。 ○保育の計画は、各保育所における保育の基本的な目標、ねらい及び内容からなる「保育計画」並びにこれを具体化した「指導計画」から構成される。 ○保育の計画の作成に当たっては、地域の実態、子どもの心身の発達、家庭の状況や保護者の意向、保育時間などを考慮し、創意工夫を図り、第3章（保育の内容）に示されたねらい及び内容が総合的に達成されるよう努めなければならない。</p> <p>（2）指導計画の作成等 1）指導計画の作成 指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>○子どもの生活や発達を見通した年、期、月などの長期的な指導計画と、それに関連しながらより具体的な子どもの生活に即した週、日などの短期的な指導計画を作成して、保育が適切に展開されるようにすること。 ○子どもの個人差を踏まえて保育を行うこと。 ○子どもの生活にふさわしい具体的なねらいと内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより、活動を展開すること。 ○具体的なねらいや内容は、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮して、子どもの実態に応じて設定すること。 ○環境を構成するに当たっては、子どもの生活する姿や発想を大切にしてい、具体的なねらいが達成されるよう配慮し、子どもが主体的に活動できるようにすること</p>	<p>○保育の計画・保育計画・指導計画の位置づけとその説明</p> <p>○保育計画、指導計画の内容等についての説明</p> <p>○「保健計画」「食育の計画」「個別支援計画」なども指導計画に位置付けて策定すること</p> <p>○第2章「子どもの発達」、第3章「保育の内容」と指導計画との関連</p> <p>○長期的な指導計画と短期的な指導計画の具体的内容と役割等について</p> <p>○環境構成と子どもの活動について</p> <p>○生活の連続性を考慮すること</p> <p>○子どもの主体的活動を大切にすること 等</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
	<p>2) 指導計画の展開 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設長、保育士など全ての職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。 ○指導計画に基づく保育の過程を適切に記録し、これに基づき、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して評価し、その改善に努めること。 <p>(3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項 指導計画の作成に当たっては、特に次の事項に留意しなければならない。</p> <p>1) 年齢に応じた保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3歳未満児については、第3章（保育の内容）に示された事項を踏まえ、子どもの個人差、すなわち、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達及び活動の実態等に即して、必要に応じて個別的な計画を作成すること。 ○3歳以上児については、第3章（保育の内容）に示された事項を踏まえ、組などの中で協同的な関係と個の成長が促されるよう配慮すること。 ○異年齢で構成される組やグループで保育を行う場合においては、一人一人の子どもの生活や経験などを把握し、適切な環境構成や援助などができるように配慮すること。 <p>2) 長時間にわたる保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長時間にわたる保育については、子どもの年齢、生活のリズムや心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。 <p>3) 障害のある子どもの保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた適切な保育を実施する観点から、必要に応じて個別の支援計画を作成することが望ましいこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の協力体制づくり ○保育の記録の重要性、記録のとり方、ITの活用と記録の生かし方等について ○保育の過程を大切にし柔軟に対応すること ○第3章「保育の内容」との関連 ○3歳未満児の指導計画について個別指導計画の必要性 ○3歳以上児の指導計画について個と集団の育ちに配慮すること ○異年齢保育について具体的な実践や配慮事項を説明 ○長時間保育について具体的な実践や配慮事項を説明 ○障害児保育について具体的な実践や配慮事項を説明

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>2. 保育の評価等</p>	<p>○保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。</p> <p>○家庭との連携を密にし、保護者の意向を受け止めて、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど適切な対応を図ること。</p> <p>4) 小学校との連携</p> <p>○子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育所において、小学校教育への円滑な接続に向けた保育の内容の工夫を図るとともに、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。</p> <p>○子どもに関する情報共有に関し、保育所に入所している子どもの小学校への入学に際し、市町村及び市町村教育委員会の支援の下に、保育所から子どもの育ちを支えるための資料が小学校へ送付されるようにすること</p> <p>5) 家庭及び地域社会との連携</p> <p>○子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭及び地域の機関や団体の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。</p> <p>○保育所は、保育の質の向上を図り、第1章（総則）に示された保育所の役割及び社会的責任を実現するため、当該保育所の保育の内容等について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>○点検及び評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、本章の主旨に沿って、適切に項目を設定する。</p> <p>○保育所は、児童福祉施設最低基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容の不断の改善を図るため、保育所が行った保育内容等の点検及び評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聞くよう努めなければならない。</p>	<p>○小学校との連携・望ましい接続等について具体的な取組や課題について等</p> <p>○小学校へ送付する資料に盛り込む事項、留意点等</p> <p>○第3章「保育の内容」、第6章「保護者に対する支援」等との関連</p> <p>○PDCAサイクルの視点を導入</p> <p>○評価・点検・公表の実施に当たっての留意事項</p> <p>○自己評価の重要性</p> <p>○自己評価ガイドラインの作成</p> <p>○必要に応じて保育の学識経験者、保育関係者等の意見を聞くこと</p> <p>○児童福祉施設最低基準第36条 「保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者との密接な連携をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない」</p>

